

門司植物防疫所福岡支所交渉（全農林労働組合福岡分会）
議事要旨

1. 日 時：平成30年1月25日（木）12：20～12：35
2. 場 所：門司植物防疫所福岡支所会議室
3. 出席者：
（当局側）黒谷支所長、博多屋庶務課長
（組合側）松尾福岡分会書記長、平島福岡分会執行委員、小村福岡分会班長
4. 要求書（全農林労働組合福岡分会委員長（別添のとおり））

5. 議事概要

（博多屋庶務課長）

ただ今から、全農林労働組合福岡分会からの要求に基づく交渉を開始する。

交渉を始めるにあたり、出席者を紹介する。

当局側として、黒谷支所長及び本日司会進行を務める庶務課長の博多屋です。

職員団体側として、福岡分会から松尾書記長、平島執行委員及び小村班長です。

本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づき、1月16日に実施した予備交渉において取り決めた事項を報告する。

全農林労働組合福岡分会から提出された要求事項について「新たな労使関係の構築に関する基本方針について」第3の1の（3）に定められた要件を満たし、交渉の対象とする事項は、「Ⅰ 労働諸条件の改善について」の1及び2の「超過勤務の縮減」、3の「ハラスメントの防止」、4の「休暇の対策」について取得しやすい職場環境整備について、5及び6、「Ⅱ 福利厚生施策の充実について」のメンタルヘルス対策並びに「Ⅲ 新たな人事評価制度について」とし、その他は管理運営事項に該当することから要望事項として整理したので、これを前提に交渉を進めさせていただく。

予備交渉でもお話したが、発言は交渉対象事項に限っていただくよう改めてお願いする。それでは、要求書の趣旨説明をお願いする。

（松尾福岡分会書記長）

本日は多忙なところ本交渉に対し、時間を頂いたことに感謝申し上げます。

門司植物防疫所福岡支所及び同支所福岡空港出張所に働く組合員においては、農産物に重大な被害を及ぼす重要病害虫が我が国に侵入・まん延しないよう、輸出入植物や国内植物を検疫し、万が一侵入した場合には根絶、発生地域内への封じ込め、発生密度の抑制等の防除対策を確実に講じるため、日夜、職務遂行に邁進しているところである。

特に、増え続ける訪日外国人旅行者による、国際航空路線や外国クルーズ船への対応増加、さらに、農産物の輸出促進による、空港における輸出検疫カウンターでの対応や集荷地検査などへの業務も増えている状況である。

今般、取りまとめた要求内容は、円滑な業務運営の実施はもとより、安心して働き続けられる職場を確立するためには重要な事項であり、門司植物防疫所福岡支所当局におかれては誠実な対応を要請する。

まず、1点目は、労働諸条件の改善についてである。

現在、増加する国際航空路線や外国クルーズ船への対応で、特に少人数である管内の伊万里及び長崎出張所において業務が増加し、業務が輻輳する際は、福岡支所及び福岡空港出張所から業務応援を行って、人員不足を補っている状況にあるが、それでも少人数の出張所の負担はかなり増加している。

少人数でありながらシフト勤務を行っており、年次休暇が取得しにくい状況であり、今後の応援態勢の確立はもとより、抜本的な見直しが必要と考える。

一部の職員に業務が集中し、超過勤務の増加及び年次休暇が取得できないような偏った実態となっていないのか、そのような実態があるのであれば、管理職の十分なマネジメントにより、業務の平準化に務めるよう要請するとともに、年次休暇の計画的な取得及び超過勤務の縮減に向けた、環境整備を図るよう要請する。

また、管理者と職員のコミュニケーションを重視し、明るく活気ある民主的な職場環境づくりを図るよう要請する。

特に少人数の出張所職員ともコミュニケーションを図って頂き、出張所職員の要望等を聞いて、効率的な業務運営と働きやすい職場環境整備を心がけていただきたい。

2点目は、福利厚生の充実についてである。

「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」に基づき、門司植物防疫所福岡支所におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる職場環境づくりを現場管理者が率先して行うことを要請する。

最後に、人事評価制度についてである。

評価制度の運営に当たっては、職場の人間関係に大きく影響するところであり、信頼関係なくして当制度の運営は成り立たないと考える。被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日頃からコミュニケーションを図り、評価に対する被評価者の理解と納得が重要であることを改めて申し上げる。

以上、要求書の趣旨について申し上げ、門司植物防疫所福岡支所当局の見解を伺う。

(黒谷支所長)

門司植物防疫所福岡支所に勤務されている職員の皆様には、日々の業務の遂行に当たって不断的な努力をいただいていることについて感謝申し上げます。

それでは、交渉の対象とする事項について、回答させていただく。

Iの1、2の超過勤務の縮減については、①一人当たりの超過勤務時間が年間360時間を超えないように努める、②管理職員は、勤務時間外になってからの業務指示は行わないように努める、③水曜日は定時退庁日、金曜日は定時退庁促進日とし、その趣旨の徹底を図る、④庶務課・各担当及び管内出張所内での意見交換や係等毎の業務スケジュールの作成により、予め日程調整を行うほか、相互に応援態勢を図る等業務の平準化を図り超過勤務縮減に向けて取り組んでいるところである。

今後とも、定期的に超過勤務縮減の取り組みの検証を行うなど、適切に対応すると

ともに、超過勤務を命ずる場合は、勤務時間内に行うよう努力してまいりたい。

Iの3. のセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止等については、秘書課長通知や人事院が作成した「「パワー・ハラスメント」を起こさないために注意すべき言動例について（通知）」を職員掲示板により周知されており、その防止に努めている。

Iの4. の年次休暇や夏季休暇については、計画的に使用することが重要であるため、①庶務課・各担当及び管内出張所毎の休暇計画表を作成し、各自が記入する、②ゴールデンウィークや夏季休暇の取得の際には、年次休暇と組み合わせて長期連続休暇となるよう努めるなど、職員掲示板や支所内の業務懇談会等において促しており、職員が休暇を取得しやすい環境づくりをしているところであり、引き続きこうした取り組みを徹底してまいりたい。

Iの5. の育児休業及び育児のための短時間勤務については、職員掲示板に制度の概要が掲載されており、照会があった場合には、丁寧に制度説明を行っているところであり、今後とも制度を適切に運用してまいりたい。

Iの6. の管理者と職員のコミュニケーションの重要性は理解しており、今後とも大切にしていまいりたい。

II. のメンタルヘルス対策については、平成22年11月に発出された「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」、平成27年10月からは同指針の改正により、大臣官房参事官（厚生・人事）が策定した「農林水産省職員の心の健康づくりのための運用方針」に基づき実施している。

同運用方針においては、引き続き、心の健康に問題のある職員の早期発見・早期対応のため、職場内の相談体制や外部の専門機関に相談できる体制が整備されており、当所においても門司本所や専門家と連携して対応することとしている。

職員のメンタルヘルス対策は、円滑な業務運営の観点からも重要な課題であるので、引き続き門司本所と連携して対応する考えである。

III. の日常的な指導・助言やコミュニケーションは、人事評価制度にかかわらず、組織内の意識の共有や業務改善等につながるほか、職場の実情を把握する上で最も基礎的な手段と認識している。

今後とも、日常のコミュニケーションを奨励し、十分理解の得られる人事評価となるよう尽力する考えである。

（松尾福岡分会書記長）

秋闘要求書にご回答いただき感謝申し上げます。

門司植物防疫所福岡支所の労働条件の改善、超過勤務の縮減、健康管理への対応など適切かつ積極的に対応いただいていると理解する。

訪日外国人旅行者の増加、農産物輸出促進への対応、輸入植物検疫の見直しにおける業務の煩雑化などが進む中、限られた人員で適切な業務対応を行う上においても、より良い職場環境づくりに向けて最大限の配慮をお願いする。

(黒谷支所長)

本日の交渉を踏まえ、今後とも、職員の皆様の意見にも十分配慮し、職員が安心して働きやすい職場となるよう、引き続き努力してまいりたい。

(博多屋庶務課長)

以上をもって、全農林労働組合福岡分会からの要求に基づく交渉を終了する。

－ 以 上 －

2018年 1月15日

門司植物防疫所福岡支所

支所長 黒谷 博 史 殿

全農林労働組合福岡分会

委員長 轟 政 清



要 求 書

農林水産省においては、2014年7月に決定された「国の行政機関の機構・定員に関する方針」に基づき、3年目の定員合理化が実施される中で、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革など重要課題が進められていますが、職場は連年に亘る定員削減により超過勤務は慢性化しており極めて厳しい労働環境にあります。

このような情勢の中にあって私たちは、当面する課題を整理し、下記のとおり要求事項を取りまとめました。下記の事項は、組合員にとって切実かつ喫緊の課題です。

貴職におかれては、組合員の生活を維持・改善し国民の期待に応える農林水産行政の円滑な推進を図るため、下記事項の実現に向けて最善を尽くすよう要求します。

記

I 労働諸条件の改善について

1. 門司植物防疫所福岡支所として、厳格な勤務時間管理体制を確立し、事前命令の徹底、実効のある超過勤務縮減対策の実施により、超過勤務を縮減すること。
2. 定員削減により人員が減少する中、農林水産施策への的確に対応するため、門司植物防疫所福岡支所として既存業務の抜本的かつ実効ある効率化や非常勤職員の雇用などにより、超過勤務の縮減を図ること。
3. 門司植物防疫所福岡支所として、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントを根絶するとともに、実効ある防止策の徹底及び相談員制度の機能化を図ること。
4. 門司植物防疫所福岡支所として、年次休暇や夏季休暇が計画的に取得できるよう啓発を図り、取得しやすい職場環境をつくること。また、諸休暇についても取得しやすい環境整備を図ること。
5. 門司植物防疫所福岡支所として、ワークライフバランスの確保や育児休業及び

育児のための短時間勤務が取得しやすい職場環境の整備を図ること。

6. 門司植物防疫所福岡支所として、管理者と職員とのコミュニケーションを大切に
し、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。

Ⅱ 福利厚生施策の充実について

「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」に基づき、門司植物防疫所
福岡支所におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる職
場環境づくりを現場管理者が率先して行うこと。

Ⅲ 新たな人事評価制度について

期首・期末面談にあたっては、評価結果が処遇に活用されることを十分認識し、
被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーシ
ョンを図ること。

以 上